

療養病床に入院される場合の食費・居住費の自己負担（2024年6月1日より）

65歳以上の方が療養病床に入院される場合は食費（食事代）の負担と、居住費（光熱水費相当額）の負担が必要です。ただし、市民税非課税世帯や、指定難病患者の方は自己負担額が軽減されます。

食費と居住費		
区分	食費（1食あたり）	居住費（1日あたり）
一般（下記以外）	490円（※1）	370円
指定難病患者	280円	0円
市民税非課税世帯・低所得2	230円（※2）	370円
低所得1	140円（※3）	370円

（※1）入院中の医療機関が「入院時生活療養費2」に該当する場合の負担額は450円

（※2）入院医療の必要性の高い患者の方（人工呼吸器や中心静脈栄養を要する方）で、直近12か月の入院日数が90日を超えている場合の負担額は180円

（※3）入院医療の必要性の高い患者の方（人工呼吸器や中心静脈栄養を要する方）の負担額は110円